

# 平成25年第11回葛巻町議会臨時会会議録（第1号）目次

平成25年3月27日

【開会】	.....	
諸報告		
・ 要請書の配付		
(1) 要請第1号 TPP交渉参加の撤回に関する要請書		
・ 出張報告		
【会議録署名議員の指名】	.....	
日程第1 会議録署名議員の指名		
【会期の決定】	.....	
日程第2 会期の決定		
【議案第1号・議案第2号】		
日程第3 議案第1号 平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第8号）	.....	
日程第4 議案第2号 盛岡北部地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の 一部変更の協議に関し議決を求めることについて	.....	9

平成25年第11回葛巻町議会臨時会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成25年3月22日(金)					
招集年月日	平成25年3月27日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年3月27日 1日間					
会議の月日	平成25年3月27日(水) 開会10時00分 閉会10時43分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4番	小谷地 喜代治		9番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局 副主幹兼総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	山下 弘司
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英 治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	野表 壽樹			

( 開会時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成25年第11回葛巻町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

日程に入るに先立ち、諸報告をします。

要請第1号、TPP交渉参加の撤回に関する要請書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に、出張報告をします。

3月8日、新酒とワインのゆうべ八幡平の宴出席のため、八幡平市に出張しました。

3月25日、2012年遠野産山ぶどうワイン初飲み会出席のため、遠野市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

以上で、諸報告を終わります。

これから、今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により、議長から、4番、小谷地喜代治君、9番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期について、本臨時会の招集に当たり、先刻、議会運営委員会が開かれております。

その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長 ( 小谷地喜代治君 )

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

先ほど、9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期、議事日程等について協議しました。

その結果、会期は本日27日の一日間とし、会期内の日程は、議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長 ( 中崎和久君 )

これで、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日 27 日の一日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 27 日の一日間と決定しました。

次に、日程第 3、議案第 1 号、平成 24 年度葛巻町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

ご苦勞様でございます。

それでは、議案第 1 号でございます。平成 24 年度葛巻町一般会計補正予算第 8 号でございます。

今回の補正予算案でございますが、国の平成 24 年第 1 次補正予算に伴います事業費の計上、並びに、歳入では地方交付税、あるいは各種交付金の増額等が主な内容となっているところでございます。

それでは、第 1 条でございます。歳入、歳出予算の補正でございます。

予算の総額に、512,973,000 円を追加いたしまして、予算の総額を 6,645,632,000 円とするものでございます。

第 2 条でございますが、繰越明許費の計上でございます。後ほど、第 2 表でご説明を申し上げます。

次に、第 3 条でございます。地方債の補正でございます。これにつきましても、後ほど、第 3 表におきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、5 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。

2 款、総務費の公共施設長寿命化等調査事業から、11 款の災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業 24 年災まで、15 の事業におきまして繰り越しをお願いしようとするものでございます。

総額が 943,218,000 円となるものでございます。繰り越しと 25 年度当初予算 5,100,000,000 円を加えますと、実質 6,043,000,000 円ほどになるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 3 表、地方債の補正でございます。

追加と変更がございます。

追加の方でございますが、2 件ございまして、国の補正に伴う事業の関係でございまして、公営住宅整備事業、学校教育施設等整備事業の 2 件でございます。

また、変更でございますが、変更も 2 件ございまして、中山間地域総合整備事業は増額となりますが、これにつきましては、国の補正予算に伴う部分でございます。

また、道路河川災害復旧事業費につきましては、65,000,000 円ほどの減額となって

ございます。これにつきましては、24年の凍上災が激甚指定されたということで、補助金の率が上がってございまして、その分、起債の方を65,000,000円ほど減額するものでございます。

次のページでございしますが、事項別明細書の総括でございします。

はじめに、8ページの歳出の方をお願いいたします。

歳出の主なものでございしますが、2款、総務費で200,820,000円の増額補正でございしますし、8款の土木費で139,365,000円の増額となるものでございします。

前のページをお願いいたします。

財源となります歳入の方でございしますが、9款の地方交付税で287,483,000円の増でございしますし、13款の国庫支出金で165,839,000円の増、こういったものが主な内容となっておりますのでございします。

続きまして、議案資料の方でご説明を申し上げますので、そちらの方をお開き願いたいと存じます。

議案資料の1ページ目でございします。

補正予算の概要でございしますが、(1)のところ、歳出の主なものということで、国の1次補正の関連ということでございします。

今回の国の補正は大きく三つ、復興・防災対策、あるいは成長による富の創出、それから、三つ目が暮らしの安心・地域活性化ということになりまして、地方から見た場合には、この三つ目の暮らしの安心・地域活性化という部分でもございしますが、そういった中で、今回、農林水産業費におきましては、草地畜産基盤整備事業費ということで32,000,000円ほどの計上でございします。成長による富の創出というような、そういったような観点からのものでございします。

次に、土木費の関係でございしますが、道路維持修繕事業費54,000,000円ほどでございしますが、防災、安全に重点を置いた事前防災、安全対策との観点からのものでございします。町道15路線等の舗装打換え、それから、安全施設等の修繕という内容となっております。

それから、町営住宅整備事業でございしますが、老朽化した公営住宅の更新ということでございまして、小屋瀬住宅の建替え工事を計上するものでございします。

次に、教育費でございしますが、教育費につきましても、災害時の子どもの安全の確保、あるいは避難所ともなる校舎について、防災対策の観点から実施をするものでございまして、小学校の耐震診断事業でございしますが、小屋瀬、吉ヶ沢の小学校でございしますし、中学校につきましては、江川中学校の校舎、体育館の耐震診断を行うものでございします。

また、社会体育館につきましても、耐震診断と併せて改修を実施しようとするものでございします。

いずれも、国の1次補正の補助事業として実施をするものでございします。

次に、歳入の主なものでございしますが、地方交付税、特別交付税の関係が主な内容となっております。

普通交付税では6,535,000円の増となっておりますが、交付税につきましては、調整額ということで、この金額が調整減となっておりますが、それが補正予算の関係で

満額になったということでの増額が6,535,000円でございますし、特別交付税につきましては280,948,000円の増額でございます、総額で、特別交付税が410,948,000円となるもので、今回その差額を280,000,000円ほど増額させていただくものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、先ほどの歳出関連での国庫支出金等を計上してございます。400,000,000円ほど、それぞれ、こういった内容でございます。

県支出金につきましても同様でございます。

町債でございますが、町債につきましても、これらの補助事業を受けた形の中で公営住宅、あるいは学校、教育施設の整備の関係の起債。

それから、3点目の道路河川災害復旧事業につきましては、補助率の増高によります起債の減額ということで、65,800,000円の減とするものでございます。

また、基金の状況でございますが、今回、公共施設等整備基金の方に200,000,000円を積み立てるということでございまして、積立後の残高につきましては1,892,000,000円ほどになるものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越事業の概要でございます。

先ほどご説明申し上げました15の事業につきまして、繰越理由等の整理等をした資料となっておりますのでございます。

この中で、既に発注、契約済みのものが5件ございます。それ以外のものにつきましては、第1四半期に発注をしたいということでございまして、摘要欄に国の1次補正というように書いてあるものにつきましては、今回の補正等を受けて、予算繰越をした上での実施を図っていくと、そういった内容となっているものでございます。

それから、一番下の災害復旧事業費でございますが、24年凍上災の関係でございまして、425,000,000円ほどの繰り越しでございますが、内容は、次のページに26カ所がございまして、このうち網の掛かった5カ所が完了してございます。それ以外の分について繰り越しをして、お願いをするものでございます。

次のページに、箇所地図がついてございます。

赤いところが繰り越す部分で、青い字のところ5カ所は完了済みのものでございます。そういったような内容になっているところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、柴田勇雄君。

#### 1番（柴田勇雄君）

歳入の関係で、最初にお伺いをいたしたいと思っております。

まず、地方消費税交付金で14,000,000円ながしの補正が入っております。それか

ら、自動車取得税の交付金も8,700,000円以上のものが入っております。この増の要因は実績によるものと思われましても、その中身をお知らせいただきたいと思っております。

それから、10ページですが、地方交付税についてお伺いをいたしたいと思っております。

地方交付税は、規定によりますと、普通交付税の場合は、総務大臣は8月31日までには交付決定することになっていて、それが4回に分けて交付されることになっているわけですが、今回6,535,000円ほどの増、先ほどの説明によりますと、調整復活分というような形でございましたけれども、通常こういったような部分では、普通交付税が交付されるものなのかどうか。

それからまた、1次補正の関わりが、こういったような部分については関わっているものかどうか、その中身についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それからまた、特別交付税ですが、情報を見てもみたら、前年度対比で、全体で、町村分の全国平均の13.何パーセントなにかの減額というような形になっているようですが、当町の場合は、前年度と比較いたしまして、交付税はどのような形になっているのか。予想されることによりますと、全国の減よりは少ないような感じがしておりますけれども、例えば、少なかった部分については、どのような理由から全国の平均値よりも低い率、たくさんいただいたということになるかと思っておりますが、その点について中身をお知らせいただきたいと思っております。

#### 議長（中崎和久君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（村中英治君）

まず、1点目の地方消費税の関係でございます。

地方消費税につきましては、24年度当初予算編成段階で、震災の影響等を踏まえ、景気の動向等がかなり厳しいのではないかとという観点等も踏まえまして、歳入でございますので、かなり厳しめに計上した部分もございました。

今回14,000,000円ほどの増額をお願いするものでございますが、23年度の実績と比較しますと、1,530,000,000円の減となっているところでございます。そういった中で、厳しく見た部分もございましたし、思ったより消費税が伸びていたという部分もありまして、結果的には増額補正となりましたが、前年度対比では1,530,000円ほどの減となっているところでございます。

次に、自動車取得税交付金でございますが、車の減税、あるいはエコ減税等の関係等もございまして、こちらの方も厳しく見ていた部分がございましたが、前年度比では3,800,000円の増額となっております。

そういった部分で、台数的に想定より増えた部分もあろうかと思っておりますし、これにつきましては、それぞれの市町村の道路の延長、あるいは面積で案分されて配分になりますので、そういった中で、各市町村の道路の整備状況等も踏まえながらの配分関係での増減もございますので、そういった全体的な中で、今回は前年度より3,800,000円、28パーセントになりますが、そういった増となっているところでございます。

次に、普通交付税の6,535,000円につきましては、調整額の復元であるというご説明を申し上げました。これにつきましては、毎年8月31日までに決定になるものでございます。その際、最終的には国の予算の範囲内での交付になるということで、大体は不足が生じておりますが、過不足がある場合には、それを全国の全市町村で割り返して、均等に減額になるということで、大体、毎年5,000,000円から6,000,000円ほど減額になっているところでございます。

そういった中で、補正予算等があった場合に、国がその部分について対処するということが、毎回ではございませんが、交付税の会計の問題もありますので、そういった前年度の剰余金等の関係を見ながら、記憶では、ここ10年ほどで2回くらい、そういうケースがあったように思っておりますが、大抵の場合は調整額そのままということがほとんどでございます。

それから、特別交付税でございますが、総額的な部分では、全国的には13パーセントほどの減の交付ということになってございましたが、当町につきましては、全体としては、前年度より5,995,000円ほどの増となっているところでございます。

そういった意味で、まだ他市町村の交付状況等の情報がございませんので、現時点では県内の市町村と比べて、どういう状況であるかという部分は、まだ把握できておりませんが、それほど伸びているということではないかとは感じている中で、若干ではございますが、増額になっているところでございます。

こういった、400,000,000円での5,000,000円という程度でございますので、3月交付分については特に明細がございませんので、そういった中で、どこの部分が要因してという分析は、なかなか難しいのかなというふうに感じているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

中身については分かりました。

地方交付税等の部分については、総務省でも市町村ごとにホームページ等で公表しておりますよね。それは確認しているところなのですが、特別交付税については、そういったような部分が見えないものですから、岩手にはいくらというような総括的な数字しか出てまいりません。こういったようなものは、ホームページで市町村ごとの交付の状況なども公表されているのか。市町村だけに、このような数値が公表されているのか、その辺をお尋ねいたしたいと、このように思っております。

次に、14ページなのですが、今回、小学校と中学校の耐震診断業務等が予算計上されております。これは非常に喜ばしいことですが、補正額の財源内訳、小学校、中学校とも国の財源が入っているようです。1,728,000円と1,772,000円ですね。こういったような部分については、私、この部分については歳入の方を見つけられなかったのですが、こういったような補助の財源は、どのような形でなっているのか、歳入の方には見えなかったもので、その点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それからまた、今回の全体的な補正予算を見てみますと、1次補正等の関係もあるのか、財源的には非常に余裕のある補正予算だと、このように思っております。

そしてまた、災害復旧等の負担金も、国庫負担の確定あるいは国庫補助等々、多額のこういったような部分が国庫支出金として収入で見られ、町債についても、災害復旧事業費では減額というような形になっております。

それからまた、一番特徴的なのは基金管理費で、公共施設に200,000,000円積み立て、今年度だけで550,000,000円の積み立てというふうなことになるようになっております。

それから、さらに極めつけは、一番最後に載っております予備費93,000,000円の補正額、全体で200,000,000円になるわけです。これについては、予備費ですから、たぶん、このまま温存していて、来年度の繰越財源になるのかなと思っておりますけれども、こういったような部分で、最後の補正のような感じがいたしますけれども、非常に財源的には余裕があって、どこにどう配分したらいいかという迷いもあったのではないかなというような収入の関係がございます。

町当局では、こういったような部分、どのような形で最終の第8号の補正予算を組んだのでしょうか。その内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

3月のこの時点での財源の話でございますが、今回、国の緊急経済対策事業ということで、このような国の国庫支出金、あるいは県等々の補助等も、このような形で計上してきたこと。そして、もうひとつは、特別交付税で130,000,000円ほどだったと思っておりますが、当初で計上しておったわけですが、実績として410,000,000円になっておるものでございます。

これにつきましては、先ほど課長からもご説明申し上げましたように、3月の最終の時点での分につきましては、特に明細といいますか、そういったものはないものでございますが、そういう形の中に、全体的に、町の単独的な特色ある事業等々が、今回の最終的な特別交付税の分については、特殊な事情というようなことの中で参入されている部分がありますので、そういう点での事業の内容等からも、今回のような、全国的に減額がある中に、そういう状況の算定といいますか、交付を受けられた、こういう状況にあるものであります。

それから、災害の24年災の分につきましては、激甚災害が指定になったということの中で、補助金の方が増額になり、起債の方が減額するというようなことで、大変、町の財源として、そこに多く確保できたというような状況等がございまして、今お話ありましたように、トータル的に、最終的には200,000,000円の公共整備基金に積み立てをすることができたという状況にあるものであります。

これにつきましては、今、1,890,000,000円ほどになっているものでありますが、実質的に葛巻病院の建設整備、これもスタートするところでありますし、併せて、養護老

人ホーム、あるいは先般の議会でも、今後の学校整備の関係のお話もございましたが、そういう諸々の公共施設整備に係る事業というものも今後予定している部分もございますので、そういう財源としての確保ということを考えながら、今回このような予算計上をしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

1点目の交付税の公表等の関係でございましたが、普通交付税につきましては全市町村公表されてございます。

また、特別交付税につきましては、都道府県、それから政令市、たぶん中核市までだったと思いますが、それらについては、決定と同時に総務省から公表されますが、それ以外の市町村については公表されていないところでございます。

それから、小学校、中学校の耐震診断の財源の関係でございまして、10ページの13款、国庫支出金の4目、教育費国庫補助金、こちらが学校施設環境改善交付金、これに全体の部分が入っているもので、ここから、それぞれの歳出の方に財源充当なっているところでございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。5番、山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

13ページの町営小屋瀬住宅の建替え工事ではありますが、建設予定地は、今、建設されているところの取り壊し跡に建設されるのか。

また、現在の葛巻町営住宅の入居希望者の待機状況はどのようになっているのか、お聞きします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

1点目の、建てる場所の関係でございまして、今建っているところではなく、新しい場所の用地を取得して建てる方法で考えているところでございます。

それから、待機状況ということですが、現時点では、住宅の入居状況は96.9パーセントで、小屋瀬住宅は5戸入れるわけですが、2戸、募集をしても応募がなかったということで、空いている箇所がある形になってございまして、状況としては、そういう状況になっているものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

建設は何棟の予定なのか。

あと、空き状況があれば、確かに回覧とか広報をされるわけではありますが、これが一番古い建物ということではありますが、時期を更新しながら、随時これからの町営住宅は建設していくという方向付けなのか、その点についてもお聞きします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えいたします。

建てる戸数の関係ですが、これまで同様の5棟を建設する予定でございます。

これまでの建物は、棟続きの建物になっているのですが、戸建ての建物で整備していきたいということで考えてございます。

それから、整備の方向ですが、ご案内のとおり、小屋瀬住宅は36年に整備されておりまして、築53年経過して耐用年数が大幅に超過しております。現在の建築基準法にも適用していないというようなこともございまして、緊急に対応していかなければならないということでの整備になるものでございます。

あとの整備の部分につきましては、今後、計画的に状況を見ながら整備していく形で考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、盛岡北部地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の

一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### 総務企画課長（村中英治君）

議案第2号でございます。盛岡北部地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、長い名称でございますが、24年6月に成立、公布されているものでございます。

この中で、障害者自立支援法などが一部改正をされてございますが、それに伴いまして、盛岡北部地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することの協議について、議決をお願いするものでございます。

この法律によりまして、障害者自立支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、あるいは、それに関連する50程度の法律がまとめて改正されるような法律になってございます。

障害者自立支援法につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というように題名が変わってございます。

本日、お手元に資料として、厚生労働省が作成した法律の概要の資料を配付させていただいております。そちらの横長の資料をご覧いただきたいと思っております。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要ということでございます。

この趣旨が、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえてということで、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとするということございまして、その法律の概要でございますが、1から6までありますが、その中で、2の概要の1番のところでございますが、まず、先ほど申し上げたとおり、題名が改正になっておりますが、そのほか、基本理念ということで新たに追加されてございまして、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げるということで、この規定が盛り込まれてございます。

そういった関係で、3番でございますが、障がい者の範囲が見直しをされてございまして、谷間にあったというようなことで、難病の方々がこれまで該当していなかったわけですが、そういった方々も含めてということで、対象範囲が広がったというような部分がございますし、4番、障害支援区分の創設ということで、これまでは障害程度区分ということで、障害の程度によって区分をしてという制度だったわけですが、それを、障害に必要な支援によって、その区分を設けるということで、そういったように見直すというようなもの等が主な内容となっております。

こういった法律の制定改正等を踏まえまして、今回、北部の規約の変更をお願いするものでございます。

議案の方の2ページをお願いいたします。

規約の変更案でございまして、題名を改める部分、それから、第1条を改める部分、第2条を改める部分というようになってございます。

詳しくは、次の3ページの新旧対照表がございまして、そちらをご覧いただきたいと思っております。

まず、題名が、盛岡北部地区障害程度区分認定審査会共同設置規約から改正後のとおり変わるわけですが、具体的には障害程度というところことが、程度が支援という言葉に置き換わるということでございます。

第1条が、設置の規定でございますが、こちらも法律の名称が変わったという部分で、障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というように変わった部分。それから、審査会の名称につきまして、同じく、程度から支援というように言葉が変わるというものでございます。

第2条につきましても、同様に、審査会の名称について、程度から支援という言葉に置き換わるという、そういったような内容になっているところでございます。

2ページをお願いいたします。

附則でございます。この規約につきましても、25年4月1日から施行するものでございます。ただし、題名の改正規定、それから、1条の改正規定、1条の改正規定のうち、審査会の名称を改める部分に限るということになりますが、第2条の改正規定は、26年4月1日から施行するという内容となっているものでございます。審査会の部分は、実質1年後から動き始めるという内容でございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今回は、法律の改正によって題名等が改正されるというような中身のようなのですが、この認定審査会の開催状況、それから、構成メンバーはどのような方々で、今、このような認定審査会をやっているのか。

似たようなもので、介護の認定審査会があるわけですが、そのようなものと準じていると思われましても、その活動状況について、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

**健康福祉課長（野表壽樹君）**

お答えします。

開催状況でございますが、大体、月に1度、八幡平市の方で審査委員会を行っている状況でございます。

あと、認定審査会の内容でございますが、委員が5名おります。医師が2名、そのうち1名は知識経験者というようなことで入っておりますし、保健師、サービス事業者、それと当事者、計5名となっているものでございます。

この審査会では、担当者がはじめに調査を行いまして、コンピューターで第1次判定をします。それで、その結果を、この委員さん方が、いわゆる特記事項とか検証に基づいて、判定をするというようなことで行っているものです。

議員さんおっしゃるとおり、介護保険法の審査会等で準じているような形で進めているものでございます。以上でございます。

**議長（中崎和久君）**

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号、盛岡北部地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、今日の日程はすべて終了し、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第11回葛巻町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

（閉会時刻 10時43分）